

## Microsoft 社及び Google 社、両社間で係争中の特許侵害訴訟を取り下げることで合意

2015 年 10 月 2 日  
JETRONY 知財部  
今村、丸岡

Microsoft 社および Google 社は 30 日、両社間で係争中の特許侵害訴訟を全て取り下げることで合意したと発表した。

両社の間では、携帯電話、Wi-Fi などに関する特許侵害訴訟合計 18 件が米国およびドイツで争われている。

なお、両社は Google 社が保有する Motorola Mobility 社特許に関する訴訟(※)も取り下げることで合意しているが、「特許侵害訴訟を今後互いに提起しない」という約束までは交わされていないという。また、両者は、サーチエンジン、モバイルコンピュータなど両者が直接競合する製品については、今後も製造を行うとしている。

共同声明の中で「両社は、いくつかの特許において協力し合い、他の分野では、協働することで顧客の利益につながることを期待される」としているが、金銭的な条件等については言及されていない。

New York Times(9 月 17 日付)、Wall Street Journal(9 月 17 日付)、Washington Post(9 月 17 日付)も、このニュースを報じている。

New York Times

<http://www.nytimes.com/reuters/2015/09/17/business/17reuters-apple-samsung.html>

Wall Street Journal

<http://www.wsj.com/articles/apple-wins-ruling-in-patent-case-against-samsung-1442504533>

Washington Post

[http://www.washingtonpost.com/business/technology/court-blocks-us-sales-of-old-samsung-phones-in-apple-battle/2015/09/17/a3fcaa00-5d7a-11e5-8475-781cc9851652\\_story.html](http://www.washingtonpost.com/business/technology/court-blocks-us-sales-of-old-samsung-phones-in-apple-battle/2015/09/17/a3fcaa00-5d7a-11e5-8475-781cc9851652_story.html)

(参考)Microsoft Corp v. Motorola Mobility Inc et al.事件の概要

Motorola 社の WiFi 関連標準必須特許ライセンス供与に対して Microsoft 社が提起した訴訟。Microsoft 社は、「Motorola 社は『該特許を合理的かつ非差別的(RAND)条件でライセンス供与する』という誓約に反して高額なロイヤルティ料を請求し、弊社が支払を拒んだところ、ドイツで特許侵害訴訟を提起し、差止命令を請求した」と主張し、さらに、「Motorola 社の訴訟提起を受けて弊社は被疑侵害製品の配送センターをオランダに移転し、数百万ドルの経費が発生した」と訴えたものである。

地裁は、Motorola 社の RAND 誓約違反を認定した上で損害賠償金 1,400 万ドル(内訳:配送センター移転費用 1,100 万ドル、弁護士費用 300 万ドル)の支払を同社に命じ、さらに、RAND 条件に基づくロイヤルティ料を算出したものの、Motorola 社は、「地裁はロイヤルティ料を算出する際、損害賠償金の算出に関わる連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)判例に準拠しなかった」と主張した。

第9巡回区控訴裁判所は、「ロイヤルティ料が RAND 条件を満たすか否かを分析する際、Georgia-Pacific 要件は有用である」としながらも、「RAND 条件に基づくロイヤルティ料は、特許侵害の損害賠償でなく、契約義務に関わる問題であり、従って、CAFC 判例、または、特許法で特許侵害損害賠償の最低基準として定められる合理的ロイヤルティ料の影響を受けない」とした。

また Motorola 社は、「米国は『法廷オープンアクセス政策 (policy of open access to the courts)』を採用している。従って、提起された訴訟から損害が発生した場合、訴訟提起人に対して賠償責任を課すべきでない」と主張したものの、第9巡回区控訴裁判所は、「Motorola 社の主張はノア・ペニンントン (Noerr-Pennington) 法理<sup>1</sup>に基づくものであるが、当事者間の契約に訴訟提起を制限する条項が含まれる場合、同法理の適用は否認される」としている。

以上

---

<sup>1</sup> ノア・ペニンントン法理とは、「市民は政府に対し、たとえその内容が反競争的であったとしても公的規制を請願する権利を有する」というものである。